

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 30 年 9 月 26 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800009号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800076号

## 第1 結論

請求者の医療法人Aにおける平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年6月までの標準報酬月額については、9万8,000円から24万円とする。

平成21年9月から平成22年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年9月1日から平成22年7月1日まで

医療法人Aにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。請求期間の一部について給与明細書を保管しており、それによると従前の標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

医療法人Aは、平成21年分の賃金台帳及び同年の算定基礎届の届出内容を確認できる資料は保管していないため、同年の定時決定の際に届け出た請求者の定時決定の対象となる月(4月、5月及び6月、以下「算定対象月」という。)に係る支払基礎日数及び報酬月額は不明である旨回答しているものの、日本年金機構から提出された、同法人に係る同年の定時決定の届出内容及び「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、同法人は、請求者について、算定対象月の支払基礎日数を4月は30日、5月は31日、6月は30日、報酬月額は算定対象月の全てについて1万800円と届け出ており、社会保険事務所(当時)は、これに基づき、請求者に係る平成21年9月以降の標準報酬月額を9万8,000円と決定したことが確認できる(平成21年8月12日付け処理)。

しかしながら、オンライン記録により、請求者については平成20年\*月\*日から平成21年\*月\*日までの期間が厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業に係る厚生年金保

険料免除期間となっていること及び社会保険事務所は上記定時決定前の平成 20 年\*月\*日付けで当該処理を行ったことが確認できる。

また、請求者から提出された平成 21 年 4 月分から同年 6 月分までの給与明細書により、算定対象月の全てについて、出勤していないこと及び給与の支給がないことが確認できる上、事業主も、育児休業中の従業員に対しては給与を支給していない旨回答している。

一方、厚生年金保険法によると、定時決定に係る算定対象月の全てにおいて、病気欠勤等によって報酬を全く受けないとき、報酬の支払基礎日数が 17 日未満のとき等、標準報酬月額を算定することが困難な場合は、保険者において従前の標準報酬月額により決定（以下「保険者算定」という。）する旨の取扱いとなっているところ、請求者の平成 21 年の定時決定については、算定対象月の全てにおいて、i) 育児休業期間であること、ii) 請求者から提出された給与明細書及び事業主の回答により勤務及び給与の支給がないことが確認できることから、保険者算定に該当すると認められる。

また、日本年金機構は、上記給与明細書の内容に基づく届出の場合、請求者については、保険者算定によりその標準報酬月額を従前と同じ 24 万円と決定することが妥当である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 21 年 9 月から平成 22 年 6 月までの標準報酬月額については、平成 20 年 9 月の定時決定の記録から 24 万円とすることが必要である。